

令和5年3月31日
株式会社サトー商会

「女性活躍推進法」に基づく行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

(a) 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

(b) 当社の課題と数値目標、及び課題に対する取り組み

課題1：令和5年3月1日現在の、当社の管理職（課長級以上）に占める女性比率は4%である。次期管理職候補となる係長級における女性比率は、全国企業平均19%であるが、当社の係長級における女性比率は15%となっている。

数値目標：係長級における女性比率を令和7年3月31日までに20%以上とすることで、管理職の女性比率を引き上げていく。

取り組み計画：令和7年3月31日までに下記を実施する。

- ① 係長級を対象とした、キャリアアップに関する教育訓練の実施。
計画期間内の年度毎に研修を実施し、次期管理職候補の育成強化を行う。
- ② 係長級への教育・マインドセットを強化する為、その上司である課長級以上のマネジメント能力向上を図る。

課題2：全国の被雇用者の男性約1,000名を対象とした調査においては、配偶者分働休暇取得率は44%であるが、当社男性社員の配偶者分働休暇取得率（特別休暇）は30%となっている。

数値目標：男性社員の配偶者分働休暇取得率（特別休暇）を50%以上とする。

取り組み計画：令和7年3月31日までに下記を実施する。

- ① 分働休暇（特別休暇）を該当社員へ案内すると共に、取得を促す。
- ② 全社員に向けた、産前産後・分娩・育児に関する各種制度、サポート体制の定期案内、及び会社として取得促進を促すメッセージを配信する。
- ③ 該当社員の上司へ、休暇取得の為の職場環境の整備、及びサポート体制整備を促すとともに、会社全体としての制度活用に向けた風土づくりを実施する。

以上